

教安第130号
令和3年4月23日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課長
(公印省略)

感染拡大防止に係る意識の向上について（依頼）

このことについて、現在本県は、5月11日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、県対策本部も新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき県民・事業者の皆様にご協力要請等を行っているところです。

この度、県教育委員会では、児童生徒等及び教職員の感染拡大防止に係る意識の向上を目的として、別添の掲出用ポスターを作製し、各県立学校に対して下記の点について指導するとともに、教室等への掲出について依頼しましたので、貴教育委員会においては参考の上、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

〔感染拡大防止策への協力のお願い〕

- 1 不要不急の外出自粛について
 - ・不要不急の外出を自粛し、3密を回避すること。
 - ・感染が拡大している地域との往来については、延期、自粛、オンライン帰省等とすること。
また、友人等とコミュニケーションを図るには、オンラインを基本とすること。
- 2 飲食について
 - ・黙食、個食、マスク飲食を推奨し、少なくとも食前食後はマスク着用とすること。
- 3 基本的な感染症対策の徹底について
 - ・日常的なマスク着用、手洗い、身体的距離の確保、換気等の徹底を継続すること。

担当：教育振興部学校安全保健課保健班
電話043-223-4092



教安第130号
令和3年4月23日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

感染拡大防止に係る意識の向上について（依頼）

このことについて、現在本県は、5月11日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、県対策本部も新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき県民・事業者の皆様にご協力要請等を行っているところです。

この度、県教育委員会では、児童生徒等及び教職員の感染拡大防止に係る意識の向上を目的として、別添の掲出用ポスターを作製しました。

ついては、各学校において、各学級で下記の点について指導するとともに、教室内に掲出し意識の向上に努めてください。また、教職員についても、県職員としての自覚を促すとともに、同じく下記の点について十分に留意いただくよう、併せて貴職から御指導くださるようお願いいたします。

なお、内容等、御不明な点がございましたら、下記担当まで御連絡ください。御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

〔感染拡大防止策への協力のお願い〕

- 1 不要不急の外出自粛について
 - ・不要不急の外出を自粛し、3密を回避すること。
 - ・感染が拡大している地域との往来については、延期、自粛、オンライン帰省等とすること。
また、友人等とコミュニケーションを図るには、オンラインを基本とすること。
- 2 飲食について
 - ・黙食、個食、マスク飲食を推奨し、少なくとも食前食後はマスク着用とすること。
- 3 基本的な感染症対策の徹底について
 - ・日常的なマスク着用、手洗い、身体的距離の確保、換気等の徹底を継続すること。

担当：教育振興部学校安全保健課保健班
電話043-223-4092